

## 補助金調書

補助金名	狭隘道路路線整備補助金			担当課 (連絡先)	道路下水道局計画部道路計画課 (TEL 092-711-4462)		
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	工作物の所有者		区分	建設費に対する補助金		
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期		-			
(公募の場合) 応募要件	-						
補助開始年度	18	年度	経過年数	7	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	『狭あい道路拡幅整備事業』は道路幅員が4m未満の市道において、土地所有者より土地の寄附協力をいただき、緊急車両の通過や車両の離合が可能となる区間や、見通しが悪く交通事故の危険性が高い箇所の拡幅整備を行い、安全・安心に通行できる生活道路を行政・地域住民の方々が共働で進める事業です。拡幅整備の際、寄附用地内に存在する工作物の移設(撤去・新設を含む)及び撤去に掛かる費用を助成することにより、土地所有者等に掛かる負担を軽減し、4m未満道路の拡幅整備の促進を図るものです。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 幅員4.0m未満の認定道路を用地寄付を受けて4.0mに拡幅する際に、寄附用地内に簡易な工作物がある場合は、工作物の移設(撤去・新設を含む)及び撤去に要する費用を助成します。ただし、大規模な工作物や家屋等は対象となりません。					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	0 件	0 件	0 件			
	2000 千円	0 千円	0 千円	0 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	-						
補助金交付 による効果	緊急車両の通過や車両の離合が可能となる区間や、見通しが悪く交通事故の危険性が高い箇所の拡幅整備を行うことにより、安全・安心に通行できる生活道路の整備の促進ができます。また、工作物の移設等に掛かる費用を助成することにより、土地所有者等に掛かる負担を軽減します。						

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。